

令和5年第3回芳賀町教育委員会会議録

- 1 期 日 令和5年3月15日（金）
- 2 場 所 芳賀町役場201会議室
- 3 開 会 午後13時52分
- 4 出席委員 教 育 長 古壕 秀一
教育長職務代理者 沼能 寿之
委 員 黒崎 厚央
委 員 塩野 由子
委 員 山口 友也
- 5 出席職員 学校教育課長 小林 芳浩
生涯学習課長 高津 健司
学校教育課指導主事 高橋 輝秋
学校教育課指導主事 松本 薫
- 6 書 記 学校教育課課長補佐兼係長 野沢 幸代
- 7 議 題
報告第3号 準要保護児童の認定取り消しについて
議案第7号 区域外就学について
議案第8号 芳賀町教育委員会個人情報保護に関する法律等施行規程の制定について
議案第9号 芳賀町教育委員会情報公開条例施行規程の制定について
議案第10号 芳賀町立小中学校管理規則の一部改正について
議案第11号 芳賀町教育委員会事務局組織規則の一部改正について
議案第12号 芳賀町教育委員会事務専決規程の一部改正について
議案第13号 芳賀町生涯学習センター設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
議案第14号 芳賀町民会館設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
議案第15号 芳賀町総合情報館設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
議案第16号 生涯学習施設利用団体等の使用料減免認定について
議案第17号 令和5年度芳賀町小中学校県費負担職員の異動について

8 議事の内容

発言者	内 容
古壕教育長	<p>只今の出席委員は、4名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これから令和5年第3回芳賀町教育委員会会議を開会します。</p> <p>会期の決定を行います。会期は本日1日と決定したいと思いますがこれにご異議ありませんか。</p>
委員全員	異議なし。
古壕教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって会期は、本日1日と決定しました。</p> <p>芳賀町教育委員会会議規則第20条の規定により、前回会議録の承認を行います。</p> <p>先ほど前回会議録署名委員の署名をいただきましたが、これを承認することにご異議ありませんか。</p>
委員全員	異議なし。
古壕教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって前回の会議録は、承認されました。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は会議規則第21条の規定により、沼能寿之委員にお願いします。</p>
古壕教育長	<p>それでは議事に入りますが、議事に入る前に、報告第3号と議案第7号については個人情報が含まれているため地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき非公開としてよろしいでしょうか。</p>
委員全員	異議なし。
古壕教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは議事に入ります。報告第3号準要保護児童の認定取り消しについての件を議題とします。</p> <div data-bbox="480 1552 1370 1659" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき非公開</p> </div>
古壕教育長	<p>続きまして議案第7号区域外就学についての件を議題とします。</p>
古壕教育長	<div data-bbox="480 1794 1370 1901" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき非公開</p> </div>
古壕教育長	<p>続きまして、議案第8号芳賀町教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規程の制定についての件を議題とします。</p> <p>事務局、議案の朗読をお願いします。</p>

発言者	内 容
野沢書記 古壕教育長 小林課長	<p>(議案朗読)</p> <p>小林課長から提案理由の説明をお願いします。</p> <p>資料2の1ページをご覧ください。個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、この改正に対応するため町の個人情報保護に関する条例等の例規の制定、廃止が行われました。教育委員会が保有する個人情報の保護については、町の関係例規を準用することになり、新たに制定される芳賀町個人情報の保護に関する法律等施行規則を準用するために、本規程を制定するものです。</p>
古壕教育長 黒崎委員	<p>皆様からご質問はございますか。</p> <p>芳賀町教育委員会個人情報の保護に関する法律があるように読めます。芳賀町教育委員会が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律なら理解はできるのですが。総務課と相談してください。</p>
小林課長	<p>総務課で作成している例規は芳賀町個人情報の保護に関する法律等施行規則という名称です。「芳賀町」の部分で「芳賀町教育委員会」と置き換えて作ったものです。</p>
黒崎委員	<p>検討してください。</p>
小林課長	<p>わかりました。</p>
古壕教育長	<p>ほかにご質問はありますか。</p>
委員全員	<p>(質問なし。)</p>
古壕教育長	<p>それでは議案第8号芳賀町教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規程の制定についての件を採決します。</p>
委員全員	<p>本案は、名称の検討をするという条件付きで原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
古壕教育長	<p>異議なし。</p>
古壕教育長	<p>異議なしと認めます。</p>
委員全員	<p>従って、議案第8号芳賀町教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規程の制定についての件は、原案のとおり可決されました。</p>
委員全員	<p>続きまして、議案第9号芳賀町教育委員会情報公開条例施行規程の制定についての件を議題とします。</p>
古壕教育長	<p>事務局、議案の朗読をお願いします。</p>
野沢書記	<p>(議案朗読)</p>
古壕教育長	<p>小林課長から提案理由の説明をお願いします。</p>
小林課長	<p>資料2の2ページをご覧ください。本案も個人情報保護に関する法律が改正されたことに伴うものです。こちらは情報公開</p>

発言者	内 容
古壕教育長 委員全員 古壕教育長 委員全員 古壕教育長	制度に関する例規の制定になります。新たに制定される芳賀町情報公開条例施行規則を教育委員会で準用するために本規程を制定するものです。 質疑がありましたらお願いします。 （質問なし。） それでは議案第9号芳賀町教育委員会情報公開条例施行規程の制定についての件を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。 従って、議案第9号芳賀町教育委員会情報公開条例施行規程の制定についての件は、原案のとおり可決されました。 続きまして、議案第10号芳賀町立小中学校管理規則の一部改正についての件を議題とします。 事務局、議案の朗読をお願いします。
野沢書記 古壕教育長 小林課長	（議案朗読） 小林課長から提案理由の説明をお願いします。 本案件につきましても、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴うもので、本規則で引用している芳賀町情報公開及び個人情報保護に関する条例が廃止されることに伴い、新たに制定される芳賀町情報公開条例を引用するために規則の一部を改正するものです。
古壕教育長 委員全員 古壕教育長 委員全員 古壕教育長	質疑がありましたら、お願いします。 （質問なし。） それでは議案第10号芳賀町立小中学校管理規則の一部改正についての件を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。 従って、議案第10号芳賀町立小中学校管理規則の一部改正についての件は、原案のとおり可決されました。 続きまして、議案第11号芳賀町教育委員会事務局組織規則の一部改正についての件を議題とします。 事務局、議案の朗読をお願いします。
野沢書記 古壕教育長 小林課長	（議案朗読） 小林課長から提案理由の説明をお願いします。 資料2の16ページからご覧ください。令和5年度1月31日開催の第1回芳賀町議会臨時会において芳賀町職員の定年等

発言者	内 容
古壕教育長 黒崎委員 小林課長	<p>に関する条例等の一部を改正する等の条例が可決され、芳賀町職員の給与に関する条例中、等級別基準職務が改正されました。これに伴い、芳賀町事務分掌規則の一部が改正されることから、これに準じて規則の一部を改正するものです。主な改正点として、第8条の副主幹、第5条で主幹、第3条で参事という職及び職務を追加するものです。</p> <p>質疑がありましたら、お願いします。</p> <p>それぞれの職について説明をお願いします。</p> <p>参事は部長級、給料表は7級になります。主幹は課長級、給料表は6級になります。副主幹につきましては、係長級と課長補佐級があり、課長及び課長補佐が役職定年し、定年延長する場合の職になります。</p>
黒崎委員 小林課長	<p>参事兼課長もあり得ますか。</p> <p>あり得ます。現在、部長級は各部に1人ずつですが、教育委員会事務局や議会事務局に参事を置くことによって部長級の待遇を設けることができます。</p>
黒崎委員	<p>わかりました。</p> <p>それでは議案第11号芳賀町教育委員会事務局組織規則の一部改正についての件を採決します。</p>
委員全員 古壕教育長	<p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>従って、議案第11号芳賀町教育委員会事務局組織規則の一部改正についての件は、原案のとおり可決されました。</p>
野沢書記 古壕教育長 小林課長	<p>続きまして、議案第12号芳賀町教育委員会事務専決規程の一部改正についての件を議題とします。</p> <p>事務局、議案の朗読をお願いします。</p> <p>(議案朗読)</p> <p>小林課長から提案理由の説明をお願いします。</p>
古壕教育長	<p>資料2の23ページからご覧ください。先程の議案第11号芳賀町教育委員会事務局組織規則の一部改正に伴い、同規則を引用している条文の改正が必要となり、本規則に生じた条ずれを改正するものです。</p>
古壕教育長 委員全員	<p>質疑がありましたら、お願いします。</p> <p>(質問なし。)</p>
古壕教育長	<p>それでは議案第12号芳賀町教育委員会事務専決規程の一部改正についての件を採決します。</p>

発言者	内 容
委員全員 古壕教育長 野沢書記 古壕教育長 高津課長	<p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。 従って、議案第12号芳賀町教育委員会事務専決規程の一部改正についての件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、議案第13号芳賀町生涯学習センター設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についての件を議題といたします。</p> <p>事務局、議案の朗読をお願いします。 （議案朗読）</p> <p>高津課長から提案理由の説明をお願いします。</p>
古壕教育長 高津課長 古壕教育長 委員全員 古壕教育長	<p>資料2の26ページからになります。生涯学習センター水橋分館の耐震補強及び大規模改修工事が完了し、令和5年4月から利用を再開するにあたり、施設の利用料の区分に変更があったため、芳賀町生涯学習センター設置及び管理に関する条例を一部改正するに伴い、同条例施行規則を一部改正するものです。具体的には27ページにあるように、大会議室、会議室1、会議室2、会議室3に変更になります。これまであった和室や調理室が会議室となりました。なお、使用料金の変更はありません。</p> <p>33ページの内容27ページの内容に改正されるということですね。</p> <p>そうです。</p> <p>質疑がありましたら、お願いします。 （質問なし。）</p>
委員全員 古壕教育長 野沢書記 古壕教育長	<p>それでは議案第13号芳賀町生涯学習センター設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についての件を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。 従って、議案第13号芳賀町生涯学習センター設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についての件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、議案第14号芳賀町民会館設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についての件を議題といたします。</p> <p>事務局、議案の朗読をお願いします。 （議案朗読）</p> <p>高津課長から提案理由の説明をお願いします。</p>

発言者	内 容
高津課長	資料２の３４ページ、３５ページをご覧ください。芳賀町民会館設置及び管理に関する条例施行規則中、第１０条第１号オに「幼稚園又は高等学校」と規定されていますが、町には幼稚園も高等学校もないことから、現状に則し「保育園又は認定こども園」と改正するものです。
古壕教育長 委員全員	質疑がありましたら、お願いします。 (質問なし。)
古壕教育長 委員全員	これから議案第１４号芳賀町民会館設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についての件を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 異議なし。
古壕教育長	異議なしと認めます。
	従って、議案第１４号芳賀町民会館設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についての件は、原案のとおり可決されました。
	続きまして、議案第１５号芳賀町総合情報館設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についての件を議題といたします。
野沢書記	事務局、議案の朗読をお願いします。 (議案朗読)
古壕教育長 高津課長	高津課長から提案理由の説明をお願いします。 本案件につきましても、先程から出ている個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴うもので、本規則で引用している芳賀町情報公開及び個人情報保護に関する条例が廃止されることに伴い、新たに制定される芳賀町情報公開条例を引用するために規則の一部を改正するものです。
古壕教育長 委員全員	では質疑を行います。質疑はございませんか。 (質疑なし。)
	質疑なしと認めます。
	これから議案第１５号芳賀町総合情報館設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についての件を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員全員	異議なし。 異議なしと認めます。
	従って、議案第１５号芳賀町総合情報館設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についての件は、原案のとおり可決されました。
	続きまして、議案第１６号生涯学習施設の利用料減免についての件を議題といたします。
	事務局、議案の朗読をお願いします。

発言者	内 容
野沢書記 古壕教育長 高津課長	<p>(議案朗読)</p> <p>高津課長から提案理由の説明をお願いします。</p> <p>別紙資料をご覧ください。使用料の減免については、各施設の条例及び条例施行規則により規定されています。全額を減免する条件としては、町及び町の機関又はこれに直接関係する団体が使用するとき、町社会教育団体又は社会福祉団体等が公共の福祉のために使用する場合、町内の各種団体等が公共の福祉のために使用する場合、その他教育委員会が特に必要と認めたときということです。使用料を2分の1減免する場合の条件は町外の各種団体が公共の福祉のために使用、その他教育委員会が特に必要と認めたときとなっています。A3の資料と併せてご覧ください。センターの8番、芳賀絵画クラブ。昨年度は町民の割合が少なかったため、町民の割合を増やすように指導したところ、今回は町民の数が増えて過半数を超えたため、今年度は全額免除の認定ができると思われます。次のセンターの9番目、ソーイング愛好会については、ここ2年町民の数が60%を割ってしまっていたため、町民の会員を増やしてくださいということで指導をしてきましたが、今回、更に町民の数が減ってしまいました。会員数14名中2名しか町民がいないということで、町外団体とみなす2分の1減免が適切ではないかと考えています。センターの14番、特別非営利活動法人科学オリンピック教室です。町民会館にも申請が出されていますが。これについてはNPO登録の役員の関係で町外の会員が多くなっていますが、実際に活動しているのはほぼ町内の会員のみで町内の小中学生、高校生に学習の機会を与えてくれているということもあり、町内団体とみなして全額減免で問題ないと考えています。センターの15番、シニアピアノは町民の団体は、自分たちの楽しみのためにやっているように見受けられますが、会員数が3人で、全員が高齢のため全額減免でよいのではないかと考えました。センターの18番、下高ゴルフ愛好会については、特に協力はしていただいていませんが、打合せで生涯学習センターを利用して、地域住民の交流とチャリティーを目的としている団体なので、減免団体として認定に相当するかと考えています。続いて町民会館1番、芳賀町民舞会については、町民の割合は28%と少ないですが、毎年チャリティーで社会福祉協議会に多額の寄付を行っているということもあり、その他教育委員会が特に必要と認めた場合の全額減免の対象になるのではないかと考えられます。町民会館13番、特定非営利法人科学オリンピック教室は先程説明したとおりです。町民会館15番、TOS S芳賀野は教員の個人的な勉強会の団体です。夏休みに町民会館を利用して子ども向けイベントを開催していただ</p>

発言者	内 容
古壕教育長 黒崎委員	<p>いていますが、個人的な勉強会ということと、町民は代表の方1人のみということで、2分の1減免が適当であると考えました。情報館の2団体は町内の団体のため問題はありません。体育施設の1団体NPO法人のH i n a t aについては体育館や屋外運動場、海洋センターの減免申請が出されています。これについても町内の子どもたちを対象とした社会福祉的な事業ですので、公共の福祉の観点からも減免が適当であると思われます。以上、ご審議をお願いします。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>この表にある団体は、令和4年度は全額減免の団体で、今説明があった団体については2分の1の減免が適当だということでしょうか。</p>
高津課長	<p>はい。ソーイング教室と書道教室は、先生が他の町でも同じような形で、お稽古事のような形で開催しています。講師はお金をいただいて教えているので、これについては2分の1が適当ではないかと思いました。</p>
黒崎委員 古壕教育長	<p>わかりました。</p> <p>それでは議案第16号生涯学習施設の利用料減免についての件を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員全員 古壕教育長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>従って、議案第16号生涯学習施設の利用料減免についての件は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして議案第17号令和5年度芳賀町小中学校県費負担教職員の異動についての件を議題といたします。本案件は人事案件ですので、秘密会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは事務局職員は退席願います。</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>この審議は、芳賀町教育委員会会議規則第8条の規定に基づき秘密会</p> </div>